

平成 19 年 6 月 7 日
内閣府（防災担当）
気 象 庁

火山活動状況に関して噴火時等の避難行動等を踏まえ区分された

新しいレベルの名称について

本日、「火山情報等に対応した火山防災対策検討会（第 4 回）」において、第 3 回検討会でとりまとめられた「噴火時等の避難体制に係る火山防災対策のあり方（仮称）」骨子で提言された、火山活動状況に関して噴火時等の避難行動等を踏まえ 5 段階に区分された新しいレベルの名称（総称名）について検討を行いました。

この結果、新しいレベルは、火口周辺の規制や登山・入山規制等及び居住地域における避難準備や避難等、噴火時等に対応した行動等を示し、住民等の生命を守る観点で火山噴火に対する警戒を呼びかけるものであることから、その名称を「**噴火警戒レベル**」とすることが適切と提言されました。

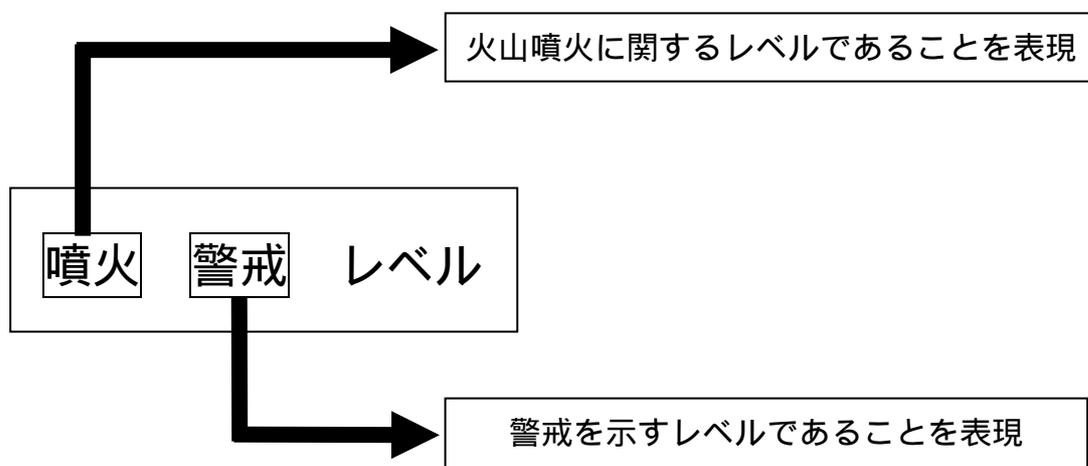
気象庁では、これらの提言を踏まえ、火山情報を改善することとしております。

<問い合わせ先>

内閣府 地震・火山対策担当参事官	池内 幸司
同企画官	三浦 知雄
同参事官補佐	佐藤 豊
TEL : 03-3501-5693 (直通)	FAX : 03-3501-5199
気象庁 地震火山部火山課長	横田 崇
同火山対策官	北川 貞之
同課長補佐	青木 元
TEL : 03-3212-8341 (内線) 4532	FAX : 03-3212-3648

新しいレベルの名称（総称名）について

新しいレベルは、火口周辺の規制や登山・入山規制等及び居住地域における避難準備や避難等、噴火時等に対応した行動等を示し、住民等の生命を守る観点で火山噴火に対する警戒を呼びかけるものであることから、その名称を「噴火警戒レベル」とすることが適切である。



噴火警戒レベルは、単にレベルの数値のみでなく、各レベルに住民等の避難行動等に対応したキーワード（レベル1「平常」、レベル2「火口周辺注意」、レベル3「注意」、レベル4「避難準備」、レベル5「避難」）が設定されている。

火山情報の改善

現行の火山活動度レベル(主として噴火規模により区分)

緊急火山情報	5	極めて大規模な噴火活動等 広域で警戒が必要
臨時火山情報	4	中～大規模噴火活動等 火口から離れた地域にも影響の可能性があり、警戒が必要
火山観測情報	3	小～中規模噴火活動等 火山活動に十分注意する必要がある
	2	やや活発な火山活動 火山活動の状態を見守っていく必要がある
	1	静穏な火山活動 噴火の兆候はない
	0	長期間火山の活動の兆候がない

統合

避難行動等の防災対応を踏まえて区分し、キーワードを設定

レベル	火山の状況	住民等の行動(1)	登山者・入山者等への対応(1)
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域(2)からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)	登山者・入山者等への対応(1)
レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域(2)での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)	
レベル3 (注意)	火山活動は活発。居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合)には生命に危険が及ぶ。噴火の発生、あるいは発生が予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等	登山・入山規制等危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)
レベル2 (火口周辺注意)	火山活動はやや活発。火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火の発生、あるいは発生が予想される。	通常の生活	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)
レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	通常の生活	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)

緊急火山情報

臨時火山情報

火山観測情報

参考資料

噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて区分したもので、この活用にあたっては以下の点に留意する必要がある。
 ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(下がるときも同様)。
 ・各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域により異なる。
 ・降雨時の土石流等レベル表の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等其他の情報にも注意する必要がある。

1. 住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。
 2. 避難または避難準備の対象として地域防災計画等に定められた地域。ただし、火山活動の状況によって具体的な対象地域はあらかじめ定められた地域とは異なることがある。
 注：表で記載している「火口」は、噴火が想定される火口あるいはそれらが出現しうる領域(火口出現領域)を意味する。伊豆東部火山群のように、あらかじめ噴火場所(地域)を特定できないものは、地震活動域を火口領域と想定して対応。

火山情報等に対応した火山防災対策検討会委員名簿

学識委員（ ）：座長 （ ）：座長代理）

青野 文江	（財）市民防災研究所主任研究員
新谷 融	北海道大学名誉教授
荒牧 重雄	東京大学名誉教授
池辺 伸一郎	（財）阿蘇火山博物館館長
池谷 浩	（社）砂防学会副会長
石川 芳治	東京農工大学大学院教授
石原 和弘	京都大学防災研究所長
岩田 孝仁	静岡県総務部防災局防災情報室室長
香取 幸一	玉川大学経営学部准教授
田中 淳	東洋大学社会学部教授
田鍋 敏也	北海道壮瞥町総務課長
藤井 敏嗣	東京大学地震研究所教授
山崎 登	日本放送協会解説主幹

（五十音順）

行政委員（関係省庁）

塚原 浩一	内閣官房（安全保障・危機管理担当）参事官
上杉 耕二	内閣府（災害応急対策担当）参事官
池内 幸司	内閣府（地震・火山対策担当）参事官
金谷 裕弘	総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
矢部 三雄	農林水産省林野庁森林整備部治山課長
重田 雅史	国土交通省総合政策局観光地域振興課長
上総 周平	国土交通省河川局防災課長
中野 泰雄	国土交通省河川局砂防部砂防計画課長
横田 崇	気象庁地震火山部火山課長
神田 修二	環境省自然環境局国立公園課長
深山 延暁	防衛省運用企画局事態対処課長

事務局

内閣府（防災担当）、総務省消防庁、国土交通省砂防部、気象庁